

裁 決 書

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

審查請求人

● ● ● ● ● ● ●

廵 分 廵

墨田区長

審査請求人が令和３年８月２３日付けで提起した区政情報の部分公開決定処分を取り消し、非公開とされた部分の公開を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

本件審査請求に係る事案の経過は、次のとおりである。

- 1 審査請求人は、令和元年6月17日付けで区政情報の部分公開決定処分（区政情報部分公開決定通知書（30墨総総第1770号及び30墨区税第2205号）によるもの）に係る審査請求を提起し、審査庁は、令和3年8月2日付けで同審査請求に対する裁決を行った。
- 2 上記の裁決を受け、処分庁は文書を追加特定した上で、「1月16日（木）打合せ（2019年1月16日の会合の記録）」の議事録の全文（以下「議事録全文」という。）については墨田区情報公開条例（以下「条例」という。）

第6条第5号及び第6号に該当する情報であるため非公開とする区政情報部分公開決定処分（令和3年8月13日付け3墨区税第815号。以下「本件処分」という。）を行った。

- 3 審査請求人は、本件処分を不服とし、非公開とされた区政情報の公開を求める審査請求書を令和3年8月23日付けで郵送し、同日当庁に到達した。
- 4 処分庁は、審査請求書の主張等を踏まえて再度検討した結果、議事録全文を公開する処分に変更する処分（区政情報公開決定通知書（3墨区税第1198号。以下「変更処分」という。）を行い、令和3年10月12日に審査請求人に到達した。

審理関係人の主張の要旨

本件審査請求の趣旨及び理由は、以下のとおりである。

1 審査請求の趣旨

審査請求人は、本件処分のうち、議事録全文を非公開とした部分を取り消し、公開する処分に変更する裁決を求めている。

2 審査請求の理由

(1) 議事録は条例第6条第5号の非公開事由に該当しない。

ア 条例第6条第5号は、適正な意思決定手続を保護しようとしたものと考えられるところ、同号に該当するとして不開示とするためには、開示により得られる利益と支障との比較衡量を踏まえた判断をする必要がある。

イ 平成31年1月16日に行われた会合（以下「会合」という。）は、番号法第10条第1項に違反して個人番号利用事務等の再委託がなされた事案（以下「違法再委託事案」という。）が発覚した地方公共団体、行政機関等が初めて参集した会合であり、当該地方公共団体、行政機関等が、当初どのような情報を共有し、違法再委託事案についてどのように対応しようとしていたのか等の情報は、違法再委託事案を改めて区民、国民とともに検証し、再発防止につなげる上で重要性が極めて高く、議事録を公開す

ることが条例第1条の目的に沿うものである。

ウ 国税庁及び江戸川区の説明から、議事録は現状報告にとどまる会合の備忘用メモに過ぎず、参加団体の現状が記載されているだけであるから、議事録を公開しても、個々の発言に対して追及されることが懸念される、将来の同種の打合せ等において率直な意見の交換が十分にされなくなるということはない。

エ 議事録の公開について、豊島区が処分庁に意見照会を行った際に、処分庁は、議事録が条例第6条第5号に該当するという理由で反対する意見を述べていない以上、議事録が同号に該当しないことを黙示的に認めていたといえる。

(2) 議事録は条例第6条第6号の非公開事由に該当しない。

ア 条例第6条第6号に該当するとして不開示とするためには、開示により得られる利益と支障との比較衡量を踏まえた判断をする必要があり、「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが要求され、「おそれ」の程度も抽象的なものでは足りず、法的保護に値する蓋然性が必要である。

イ 会合に係る情報は、上記(1)イで記載のとおり、重要性が極めて高く、議事録を公開することが条例第1条の目的に沿うものである。

ウ 議事録を非公開とすることは、違法再委託事案についての事実の隠蔽を疑わせ、行政に対する国民の信頼を失墜させる結果となる。

エ 上記(1)ウに記載のとおり、議事録は現状報告にとどまる会合の備忘用メモに過ぎず、参加団体の現状が記載されているだけであるから、議事録を公開しても、業務の適正な遂行に支障は生じない。

オ 処分庁は、条例第6条第6号に該当することを裏付ける証拠、資料を何ら提出せず立証をしていないことから、「支障」の程度については、名目的なものに過ぎず、「おそれ」の程度も抽象的なものに過ぎない。

カ 議事録の公開について、豊島区が処分庁に意見照会を行った際に、処分庁は、議事録が条例第6条第6号に該当するという理由で反対する意見を

述べていない以上、議事録が同号に該当しないことを黙示的に認めていたといえる。

理 由

- 1 上記事案の概要4に記載のとおり、処分庁は、本件審査請求の主張等を踏まえ、変更処分を行っている。
- 2 非公開とされた議事録全文の公開を求める本件審査請求において、変更処分により、議事録全文は既に公開されたことから、本件審査請求は、訴えの利益を欠くに至ったものとして不適法であるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年10月19日

審査庁 墨田区長 山 本 亨

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴え

や処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

本書は、裁決書の謄本である。

令和3年10月19日

墨田区長 山 本 亨